

徳島県告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和六年一月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県月見が丘海浜公園

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

株式会社スタッフクリエイト

徳島市幸町一丁目四七番地三

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで